(1) 教育長報告

	3/17	X + K		T
年月日	曜	時刻	行事名	場所
23/04/27	木		教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室
23/04/28	金	13:00	【市議会】臨時会	本庁舎 議場
23/04/29	±	8:30	令和5年度盛岡市消防演習	下小路中学校、中津川河川敷
23/04/30	в			
23/05/01	月			
23/05/02	火	14:00	【協議会】令和5年度岩手県中学校体育連盟第1回評議員会·理事 会総会	サンセール盛岡
23/05/03	水		五帅五	
23/05/04	木			
23/05/05	金			
23/05/06	±			
23/05/07	В	12:00	【市長代理】啄木祭短歌大会	渋民文化会館
23/05/08	月	14:00	R5暴力団追放盛岡市民会議理事会	勤労福祉会館 401・402会議室
23/05/09	火			
23/05/10	水			
23/05/11	木	9:55	市立高等学校運営懇談会	市立高等学校
		13:05	不来方大学院 開講式	中央公民館 講堂
23/05/12	金	9:15	学校経営に関するヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
		15:00	人権擁護委員来訪	都南分庁舎 教育長室
23/05/13		17:00	盛岡市PTA連合会年次総会	サンセール盛岡
23/05/14	E			
23/05/15	月	13:15	AIドリル実機説明会	都南分庁舎 4階大会議室北
23/05/16	火		【協議会】全国都市教育長協議会前日移動	北海道帯広市
23/05/17	水	17:00	【協議会】全国都市教育長協議会 第2回常任理事会·理事会合同 会議	ホテル日航ノースランド帯広(北 海道帯広市)
		18:00	【協議会】全国都市教育長協議会 理事会情報交換会	ホテル日航ノースランド帯広(北 海道帯広市)
23/05/18	木	9:00	【協議会】全国都市教育長協議会定期総会・研究大会〈5/18~19〉	帯広市民文化ホール 大ホール (北海道帯広市)
23/05/19	金	9:30	【協議会】全国都市教育長協議会定期総会·研究大会〈5/18~19〉	帯広市民文化ホール 大ホール (北海道帯広市)
23/05/20	<u>+</u>	15:00		
23/05/21	В	13:30		
23/05/22	月	13:30	聴覚教育協議会総会関係)	都南分庁舎 教育長室
23/05/23	火	9:15	学校経営に関するヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
23/05/24	水	9:15	学校経営に関するヒアリング	都南分庁舎 教育委員会室
23/05/25	木	10:30	【協議会】岩手県市町村教育委員会協議会 理事会·定期総会·研修会	繋 大観
		18:00	【協議会】岩手県市町村教育委員会協議会懇親会	繋 大観
23/05/26	金	8:45	【協議会】岩手県市町村教育委員会協議会 研修	盛岡市学校給食センター、きたぎ んボールパーク
23/05/27	1			
23/05/28	E			
23/05/29	月	14:00	教育委員会定例会~16:00	都南分庁舎 教育委員会室

(2) 専決処分の報告について

1 報告の趣旨

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により4月市議会臨時会に報告事項として提出したので、報告するものである。

2 専決処分の内容

- (1) 盛岡市子ども科学館条例及び盛岡市先人記念館条例の一部を改正する条例 (報告第 33 号)
- (2) 盛岡市立太田小学校において、敷地内に車両を駐車中、校舎の屋根からの落雪が車両に当たり、車両を損傷したことによる。(報告第50号)

3 報告書

別紙のとおり

報告第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、 同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市子ども科学館条例及び盛岡市先人記念館条例の一部改正について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第 180条第1項及び盛岡市長専決条例(昭和23年条例第42号)第2条第7号の規定に より、次のとおり専決処分する。

令和5年3月28日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市子ども科学館条例及び盛岡市先人記念館条例の一部を改正する条例 (盛岡市子ども科学館条例の一部改正)

第1条 盛岡市子ども科学館条例(昭和58年条例第13号)の一部を次のように改正する。 第17条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

(盛岡市先人記念館条例の一部改正)

第2条 盛岡市先人記念館条例(昭和62年条例第21号)の一部を次のように改正する。 第18条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第 50 号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、 同条第2項の規定により報告する。

令和5年4月28日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第1項及び盛岡市長専決条例(昭和23年条例第42号)第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて 次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所
 - 氏名
- 2 損害賠償の額 金420,356円也
- 3 損害賠償の原因

令和5年2月9日、盛岡市立太田小学校において、敷地内に車両を駐車中、校舎の屋根からの 落雪が車両に当たり、車両を損傷したことによる。

盛岡市学力向上推進事業(概要)

確かは学力の保障

<学力=①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③学びに向かう力・人間性等>

主体的・対話的で深い学び を促す教師の関わり

- 1 学習課題(問題)を主体的に捉えさせ、解決の見通しをもたせる
- 2 課題解決の過程において、考えを深める学びを保障する
- 3 課題解決の過程を振り返って、学ん だことを自覚させ、達成感や学習内容 の有用感を得られるようにする

学校指導訪問 学校支援訪問 研究指定校による学校公開

重点取組

育成することを目指した授業改善児童生徒一人一人に資質・能力を

誤答・無解答に至るつまずき の要因を探る

- 1 諸調査の誤答や無回答の要因を分析 し、指導に生かす
- 2 各学校における調査結果の分析を活用した指導改善計画を、全職員で共有し、実践を進める

各種学力調査(NRT、全国・県学調) 【学力調査、児童生徒・学校質問紙調査】

小・中一貫教育の推進

家庭学習の量と質の向上

学びに向かう集団づくり

読書活動の充実と習慣化

〇中学校区による「家庭学習 強化作戦」の推進

〇小中9年間を見通した学習 規律の系統的な指導 ○学校での読書活動の充実 と環境整備

家庭学習強化作戦(年2回)

小中一貫教育推進組織を中 心とした取組 教育振興運動の重点取組 家庭での読書の習慣化

- ■学力向上推進会議(5月:取組の方針と重点の確認、学力の向上、授業改善に係る研修)
- ■中学校教科部会・授業づくり支援訪問【国語・社会・数学・理科・英語・保健体育】 (担当教科指導主事が訪問し、授業づくりや単元指導計画作成に関する相談・助言等を通して、教科教育の充実を図る)
- ■小学校学級経営・授業づくり支援訪問

(担当指導主事が訪問し、授業参観後の相談・助言等を通して、授業づくりや学級経営について支援する)

令和5年度盛岡市学力向上推進事業 事務局:盛岡市教育委員会事務局学校教育課

活 用

主体的・対話的で深い学びを促す教師の関わり

◆ 児童生徒の姿(例)

Ċ

人

台端末·A

ードリル

等)

1 学習課題(問題)を主体的に捉えさせ、解決の見通しをもたせる

- ▼ 気付きや考え、学習経験などを基に、学習課題を主体的に見いだしている。
- ◆ 課題について予想を立てたり、解決の方法や過程について見通しをもったりしている

2 課題解決の過程において、考えを深める学びを保障する

- ▼ じっくりと文章を読んだり調べたりし、自分の考えをもとうとしている。
- ◆ 各教科等における「見方・考え方」を働かせながら、課題解決に取り組んでいる。
- ◆ 自分や友達の考えを比べたり関連付けたりしながら、考えを吟味している。
- ◆ 深まった考えを、理由や根拠が分かるように表現している。

3 課題解決の過程を振り返って、学んだことを自覚させ、達成感や学習内 容の有用感を得られるようにする

- ◆ 自身の変容やできるようになったこと等、課題解決の過程や成果を自分の言葉で表現している。
- ◆ 学んだことを、これからの学習や生活に生かそうとしている。



視点(例)

授業研究会では、指導目標の達成具合等、<u>児童生徒が「何ができるようになったのか」という</u> 視点での協議を行いましょう。

誤答・無解答に至るつまずきの要因を探る

1 諸調査の誤答や無回答の要因を分析し、指導に生かす

- ●「解かない」のか「解けない」のか。
- 設問そのものの意味を読み取る「読解力」の不足か。
- 知識・技能の未定着か、思考力・判断力・表現力の不足か。
- 間違いが認められ、生かされ、学習に向うことができる集団か。

2 各学校における調査結果の分析を活用した指導改善計画を、全職員で 共有し、実践を進める。

・「確かな学力育成プラン」を、年度を越えて共有し、検証する。

令和5年度盛岡市学力向上推進事業

事務局:盛岡市教育委員会事務局学校教育課

議案第 5 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について 盛岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のとおり定めるものとする。 令和5年5月29日提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 盛岡市公民館条例の一部を改正する条例(令和4年条例第33号)の施行期日は、令和5年10月1日 とする。

提案理由

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めようとするものである。

議案第 95 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

盛岡市公民館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例

盛岡市公民館条例(昭和55年条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表第12号の表を次のように改める。

区分	午前9時か	午後1時か	午後5時か	午前9時か	午後1時か	午前9時か
	ら午後1時	ら午後5時	ら午後9時	ら午後5時	ら午後9時	ら午後9時
	まで	まで	まで	まで	まで	まで
第1会議室	720円	720円	720円	1,440円	1,440円	2,160円
第2会議室	520円	520円	520円	1,040円	1,040円	1,560円
多目的室	440円	440円	440円	880円	880円	1,320円
調理室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円

備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

附則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提案理由

盛岡市好摩地区公民館の建て替えに伴い、施設の区分及び使用料の額を改めようとするものである。

議案第 6 号

盛岡市社会教育委員の任免について

盛岡市社会教育委員設置条例(昭和24年条例第56号)第1条の規定に基づく盛岡市社会教育委員 を次のとおり解嘱し、及び委嘱するものとする。

令和5年5月29日提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

解嘱(令和5年5月31日付け)

氏	名	住	所	生年月日	区 分
小 石	孝 紀				学校教育関係者
吉 田	洋 倫				学校教育関係者

委嘱(令和5年6月1日付け)

氏	名	住	所	生年月日	区 分	
小野寺	満				学校教育関係者	
八木橋	信也				学校教育関係者	

提案理由

小石孝紀委員及び吉田洋倫委員から辞任する旨の申出があったことから、これを認め解職すると ともに、新たに委員を委嘱しようとするものである。

盛岡市社会教育委員名簿

令和5年6月1日現在(五十音順)

				<u></u>	15年6月1日現在	(五十音順)
	氏	名	推薦団体または所属	役職	区分	備考
1	赤坂	ゅずぇ 覧寿江	盛岡地区私立幼稚園・認定子 ども園 P T A連合会	副会長園 地区P担当	家庭教育関係者	
2	ず 部	あきら	盛岡市老人クラブ連合会	副会長	社会教育関係者	
3	上野	ゅぇ こ 理恵子	盛岡市PTA連合会	元会長	知識経験を 有する者	
4	大橋	清司	岩手県社会教育連絡協議会	会長	社会教育関係者	
5	おがきわら	秀夫	盛岡市議会	議員	知識経験を 有する者	
6	ポのでら 小野寺	_{みつる} 満	盛岡市中学校長会	広報部	学校教育関係者	新規
7	柿 木	和 夫	盛岡市町内会連合会	副会長	社会教育関係者	
8	かま た 鎌 田	まき予	盛岡市子ども会育成会連絡協 議会	会長	社会教育関係者	
9	北田	かずのご	盛岡市無形民俗文化財保存連 絡協議会	会長	社会教育関係者	
10	木 村	初予	盛岡市少年指導員連絡協議会	副会長	社会教育関係者	
11	く、紫藤	長 彦	盛岡市自治公民館連絡協議会	会長	社会教育関係者	
12	きなった	章 一	一般財団法人 岩手県青少年会館	副理事長	知識経験を 有する者	
13	佐藤	幾字	たまやま女性団体協議会	監事	社会教育関係者	
14	鈴木	ひろ たか	盛岡市PTA連合会	顧問	社会教育関係者	
15	tee to by h	和絵	盛岡市児童センター保護者会 連絡協議会	元会長	家庭教育関係者	
16	かけが村	利 之	岩手県生涯学習振興協会	会長	知識経験を 有する者	
17	まっ きと 松 里	雪 子	盛岡大学短期大学部幼児教育 科	名誉教授	知識経験を 有する者	
18	もとやま	敬祐	岩手大学教育学部	准教授	知識経験を 有する者	
19	やぎはし	信也	盛岡市小学校長会	生徒指導部	学校教育関係者	新規
20	吉田	まなる	盛岡市青年団体連絡協議会	会長	社会教育関係者	

任期:令和3年10月1日から令和5年9月30日まで

議案第 7 号

盛岡市図書館協議会委員の委嘱について

盛岡市図書館条例(平成8年条例第35号)第4条の規定に基づく盛岡市図書館協議会委員を次のとおり委嘱するものとする。

令和5年5月29日提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

委嘱(令和5年6月1日付け)

氏	名	住	所	生年月日	区 分
小野寺	哲男				学校教育関係者
杉本	光 生				学校教育関係者
田鎖	伸 也				学校教育関係者

提案理由

盛岡市図書館協議会委員の欠員に伴い、新たに委員を委嘱しようとするものである。

盛岡市図書館協議会委員名簿

令和5年6月1日現在(五十音順)

	氏	名		推薦団体または所属	役職	区分	備考
1	大橋	清		盛岡市社会教育委員会議	議長	社会教育関係者	
2	ぉのでら 小野寺	*** 幸寿	美	盛岡市PTA連合会	理事	家庭教育関係者	
3	おのでら小野寺	で哲	男	盛岡市中学校長会	会員	学校教育関係者	新規
4	加藤	淳	亭	都南図書館利用団体協議会	会員	社会教育関係者	
5	楼	が裕	亭	市議会	議員	知識経験を 有する者	
6	佐藤	惠	亭	公募		知識経験を 有する者	
7	が 本	三5	せい生	盛岡市小学校長会	研修部 副部長	学校教育関係者	新規
8	髙橋	美先	予	市立図書館利用団体連絡協議会	会長	社会教育関係者	
9	たくざめ出	伸	也	岩手県高等学校長協会	常任理事	学校教育関係者	新規
10	たけだ田	や八千	一代	渋民図書館利用団体		社会教育関係者	
11	藤村	ф H	美	公募		知識経験を 有する者	
12	変 倉		で哲	岩手大学	教育学部特命 教授	知識経験を 有する者	
13	tb た 村 田	^{あき} 晃	亭	盛岡市公民館運営審議会	副会長	社会教育関係者	
14	吉 植	此	****	盛岡大学	文学部英語文 化学科准教授	知識経験を 有する者	

任期:令和3年7月1日から令和5年6月30日まで